

令和 8 年度福島県准看護師試験実施要綱

1 試験日時

- (1) 期日 令和 9 年 2 月 1 6 日 (火)
- (2) 時間 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

2 試験場所

福島県産業交流館ビッグパレットふくしま (福島県郡山市南二丁目 5 2 番地)

3 試験方法

- (1) 筆記試験 (マークシート方式) で、出題形式は客観式 (四肢択一) とする。
- (2) 出題数 1 5 0 問

4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則 (昭和 2 6 年厚生省令第 3 4 号) 第 2 3 条に掲げる次の科目とする。

- (1) 人体の仕組みと働き (2) 栄養 (3) 薬理 (4) 疾病の成り立ち
- (5) 保健医療福祉の仕組み (6) 看護と法律 (7) 基礎看護 (8) 成人看護
- (9) 老年看護 (10) 母子看護 (11) 精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者
(令和 9 年 3 月に修業する見込みの者を含む。)
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
(令和 9 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めた者
(令和 9 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
(令和 9 年 3 月に修業する見込みの者を含む。)
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
(令和 9 年 3 月に卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が前記 (3) から (5) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、前記 (6) に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

6 受験者の取扱い

受験者は原則として、次のとおりとする。

- (1) 福島県内の学校又は養成所を卒業し、若しくは在籍している者
- (2) 福島県外の学校又は養成所を卒業し、若しくは在籍している者で、福島県内に住所がある者
- (3) 福島県内で准看護師として就業することが内定している者

7 提出書類

- (1) 准看護師試験受験願書（様式1）

- (2) 写真

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し若しくは在学している学校、養成所において、その写真が受験者本人と相違ないことの確認を受けること。

- (3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、これを証する書類

8 受験手数料及び納入方法等

6,900円の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること。（消印はしないこと。）

ただし、県外からの受験者は、手数料を現金書留又は郵便（普通）為替により納入することができる。

なお、受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類及び手数料は返還しない。

9 受験願書受付期間

令和8年11月9日（月）から令和8年11月13日（金）までに郵送（書留郵便）又は持参のこと。

なお、郵送の場合は、令和8年11月13日（金）までの通信日付印のあるものを有効とし、持参の場合には、令和8年11月13日（金）午後5時15分までに提出されたものを有効とする。

10 受験願書の提出先及び試験に関する問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部医療人材対策室（福島県庁西庁舎7階）

電話 024-521-7222（直通）

※封筒の表に「准看護師試験受験願書在中」と朱書きすること。

1 1 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を付した受験票を交付する。

1 2 合格者の発表

令和9年3月9日（火）午後1時に福島県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示する。
また、福島県ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

1 3 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、出願の際に修業又は卒業見込証明書を提出した者については、修業又は卒業証明書の提出後に交付する。

なお、令和9年3月16日（火）午後5時までに修業又は卒業証明書の提出がない場合は、当該試験は無効とする。

1 4 試験結果（成績）の提供

試験の結果（成績）については、受験者本人から口頭による開示請求をすることができる。

(1) 開示内容

個人の総得点及び科目別得点

(2) 開示期間及び時間

令和9年3月9日（火）から同年4月6日（火）までの午前9時から午後5時までとする。

ただし、令和9年3月9日（火）は午後1時からとし、閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日）は行わない。

(3) 開示場所

福島県保健福祉部医療人材対策室

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学校の身分証明書等、本人の顔写真が貼付されたもの）

(5) その他

電話での口頭による開示請求は行うことができない。

15 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいをもつる者で受験を希望する者は、令和8年10月30日（金）までに福島県保健福祉部医療人材対策室に申し出ること。
申し出のあった者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

(2) 試験問題の正答は、令和9年3月9日（火）午後1時以降に福島県ホームページに掲載する。